

平成29年 第3回定例会

(平成29年10月27日～10月30日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

平成29年第3回定例会会議録目次

第1号（10月27日）（金曜日）

1. 開 会	-----	6
1. 開 議	-----	6
1. 欠席議員の報告	-----	6
1. 会議録署名議員の指名	-----	6
1. 諸般の報告	-----	6
1. 議会運営委員長の報告	-----	6
1. 会期及び会期日程の決定	-----	7
1. 議事日程の報告	-----	7
1. 議事	-----	7
1. 認定第1号上程	-----	7
提案理由説明・質疑・付託		
1. 議案第5号上程	-----	10
提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1. 閉会中の継続審査について	-----	11
可決		
1. 散 会	-----	11

第2号（10月30日）（月曜日）

1. 開 議	-----	16
1. 議事日程の報告	-----	16
1. 議 事	-----	16
1. 一般質問上程	-----	16
1. 質問順位1番 宮田幸一議員	-----	16

北薩広域行政事務組合建設工事等及び物品調達等入札者指名のための資格者推薦委員会規程について

1.	閉会中の継続審査について	-----	4 1
	可決		
1.	閉 会	-----	4 1

平成29年第3回定例会会期日程表

月日	曜日	会議	事項	備考
10/27	金	本会議（第1日）	報告議案、一般議案・平成29年度補正予算（提案理由説明・質疑・付託）	
10/28-10/29		休会		
10/30	月	本会議（第2日）	一般質問、一般議案・平成29年度補正予算（委員長報告）、陳情付託、その他	
※会期 10月27日から10月30日まで（4日間）				

平成29年第3回定例会議案等

1. 議案

議案第5号 平成29年度北薩広域行政事務組合補正予算（第2号）

2. 認定

認定第1号 平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

3. その他

閉会中の継続審査について

陳情第1号 環境センターの平成30年3月末移転不履行に伴う稼働期間延長に対する陳情書

閉会中の継続審査について

認定第1号 平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

平成29年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第1号

平成29年10月27日（金曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 9名

1 番	仮屋園 一 徳 議員
2 番	鮎 川 浩 一 議員
4 番	大 田 重 男 議員
5 番	吉 元 勇 議員
6 番	小 田 勝 志 議員
7 番	鶴 田 均 議員
8 番	中 嶋 敏 子 議員
9 番	牟 田 学 議員
10 番	宮 田 幸 一 議員

欠席議員 1名

3 番	邑 山 初 徳 議員
-----	------------

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 洪 谷 俊 彦

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

会計管理者 溝 口 雄 二

議会事務

書記長 志 柿 隆 久

書記次長 田 中 一 将

事務局

山 口 敬 次	事務局長
佐 潟 進	総務課長
松 下 弘 明	施設管理課長
西 野 竜 一	総務課庶務係長（兼務）
山 村 祐一郎	総務課施設整備係長
池 田 強	総務課介護認定審査係長
桐 原 祐 吉	施設管理課環境センター管理係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター管理係長

中 川 淳 一 施設管理課衛生センター管理係長
佐 潟 義 彦 総務課介護認定審査係主査

付議した事件

認定第 1 号 平成 28 年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について
議案第 5 号 平成 29 年度北薩広域行政事務組合補正予算（第 2 号）
閉会中の継続審査について
陳情第 1 号 環境センターの平成 30 年 3 月末移転不履行に伴う稼働
期間延長に対する陳情書

午前10時00分 開 会

《開 会》

(仮屋園一徳議長)

おはようございます。ただいまの出席議員9名であり、定足数に達しております。
これより、平成29年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会を開会いたします。

《開 議》

(仮屋園一徳議長)

これより、本日の会議を開きます。

《欠席議員の報告》

(仮屋園一徳議長)

3番邑山議員から、本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

《会議録署名議員の指名》

(仮屋園一徳議長)

日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、6番小田勝志議員、7番鶴田均議員4番を指名いたします。

《諸般の報告》

(仮屋園一徳議長)

諸般の報告を行います。理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(仮屋園一徳議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(鮎川浩一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

2番、鮎川浩一議員。

(議会運営委員長【鮎川浩一議員】)

おはようございます。本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。まず、会期日程について申し上げます。10月28日から10月29日までは、休会とします。10月30日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問を行います。以上のことから、本定例会の会期は、本日から10月30日までの4日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。議案の上程は、日程第3から第5まで個別に上程いたします。日程第3の平成28年度決算の認定議案は、提案理由説明の後、議案に対する質疑を行います。質疑の後、総務委員会に付託いたします。日程第4の補正予算議案については、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、即決の取扱いとします。日程第5の閉会中の継続審査については、上程の後、採決を行います。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(仮屋園一徳議長)

日程第2会期及び会期日程の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」)の声あり。

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月30日までの4日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(仮屋園一徳議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(仮屋園一徳議長)

これより、議事日程により議事を進めます。

《日程第3 認定第1号 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第3、認定第1号、平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

(渋谷俊彦理事長)

ただいま上程されました平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本案は、平成28年度の決算につきまして、先に監査委員の審査を受けましたので、その意見や法令で定める関係書類を添えまして、組合議会の認定をお願いするものでございます。

まず、平成28年度予算の編成状況から申し上げます。平成28年度当初予算額は、11億4,856万2,000円を計上し、年度途中に必要な補正をそれぞれ行い、最終予算額は、11億6,687万5,000円になったところでございます。また、新焼却処理施設

整備事業の継続費予算については、当初予算時に89億1,470万円を計上し、補正第4号で年割額について補正いたしました。しかしながら、ごみ処理施設建設工事の入札中止に伴い、平成29年第2回定例会にて、予算の増額と事業年度の追加を議決いただいたところでございます。今現在、入札公告を行い、入札参加者の募集を行っているところであり、組合議会の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、平成28年度の決算状況について御説明いたします。平成28年度の主な事業内容と総体的な財政収支等について、別添の主要な施策の成果の説明書に基づき、御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。介護保険の認定審査の関係では、判定件数は6,184件であり、そのうち非該当は、0.2%の11件でございました。ごみ処理施設では、燃焼設備、バグフィルター及びごみクレーン等の補修を行いました。また、新たな一般廃棄物処理施設整備につきましては、平成27年度から繰り越し実施した敷地造成及び最終処分場埋立地実施設計業務委託のほか、ごみ処理施設及び最終処分場浸出水処理施設建設工事に係る発注仕様書等作成業務委託等を行いました。なお、平成28年10月から着工を予定していた敷地造成工事については、森林法等各種計画との調整が新たに必要となり、平成29年3月に契約締結となったことから、平成29年度へ繰り越し、工事を進めているところであります。リサイクル推進施設では、粗破砕機や細破砕機等の補修を行い、し尿処理施設では、前処理設備、オゾン設備、焼却設備及び破砕機等の補修を行ったところでございます。以上のような補修業務等を行い、各施設の適正かつ効率的な運転管理に努めて参ったところでございます。

次に、表の2番目、予算の実質収支の状況でございしますが、平成28年度の決算額は、歳入が11億280万2,913円、歳出が8億7,833万543円でございます。歳入から歳出を差し引いた差引額は、2億2,447万2,370円でございます。この内、翌年度へ繰り越すべき財源として2億330万4,800円を差し引きますと、実質収支額は2,116万7,570円となりました。3ページをお願いします。表2の性質別決算状況であります。歳入における自主財源比率は88.3%であり、平成27年度の構成比率より7.0%増えております。自主財源の内訳としましては、依存財源の地方交付税の減額と新焼却処理施設整備事業の増額に伴い、構成市町が負担する分担金及び負担金について1億5,317万9,000円、20.8%の増となりました。なお、依存財源の地方交付税は、地方債の償還額の減に伴い、5,696万5,000円、33.0%の減額となりました。歳出であります。消費的経費におきましては1.3%の減となり、投資的経費では、新焼却処理施設整備事業が計画段階から建設段階になったことにより、15.7%の増額となりました。公債費は、じんかい処理施設整備に係る平成12年起債分の償還が終わったことにより、38.9%の減となりました。以上のように、新焼却処理施設整備事業を除いての予算の執行にあたりましては、計画的な運営を行い、財政の健全化に努めながら、可能な限り経費の節減に努めた結果、予定どおりの成果を上げることができたところでございます。組合としましては、今後も、組合と構成市町の財政運営に留意しながら、適時・的確に連携を図り、健全な財政運営に努めて参りたいと考えております。以上で、決算の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(仮屋園一徳議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(宮田幸一議員)

ちょっと確認のためにお伺いいたします。3ページで、依存財源の中の地方交付税が27年度よりも減額いたしておりますが、これはあくまでも、地方債を発行して。北薩広域行政事務組合も地方自治法が適用されることから、起債をされるときに地方債を発行され、その時に、皆さん御承知だと思いますが、後年度元利償還金の交付税措置してくれる制度がありますね。その部分が単純に減ったから27年度と比べて、地方交付税は減ってきたというふうに認識していかどうかの確認であります。

(山口事務局長)

宮田議員がおっしゃるとおり、償還が一部終了したということでございます。

(牟田学議員)

敷地造成と最終処分場についてですね、阿久根市議会では、今、議員と語る会を市内12カ所で行っております。一昨日、折田校区ですね、折田校区で行ったところ、大雨の時にですね、菜切地区の下流である大下川に泥水、大量に流れてくるそうなんです。それは、大下川の流域の方が言われましたけれども、ここにあるように、森林法各種計画、林地開発許可をもらっているわけで、その今の造成工事に対しても、沈砂池、調整池、これはどのようになっていますか、現在。

(山口事務局長)

今おっしゃる造成工事ですけれども、現在、工事を進めているところです。先ほど、大下川の下流の泥水等の被害ということで、私たちも認識はしております。業者の方ともいろいろ協議をして、そういうことがないように努めているところでございます。

(牟田学議員)

今、この造成中にそういう流域の方から、そういう問題が出るということは、やはり、新しく新設する工場に対しても不信感を抱くわけで、実際ですね、これだけ流れてくれば、じゃあ、最終処分場の処理水を流した時に大丈夫なのかという点を言われるわけですよ。だから、今やっている造成工事でこういう問題を起こしてですよ、じゃあいざ、稼働するといった時に、そういう最終処分場の浸出水処理について、もう今から不安に思っているわけなんです。住民の方が。だから、そういうことのないように、最終的には調整池も沈砂池もできますけれども、ただ今、造成中であってもですね、そういうことのないように仮設でもいいわけですから、たぶん造ってあると思いますよ。思いますけれども、そういう大下川まで泥水が流れてくるというのは、やはり、今のうちに気を付けてですね、やっていかないとはいけません。後々、また問題が出てくると思うんですよ。そこ辺りはしっかりと、計画を立ててやっていただきたいと思います。

(仮屋園一徳議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(仮屋園一徳議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。ただいま議題となっています平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定につきましては、総務委員会に付託します。

《日程第4 議案第5号 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第4、議案第5号、平成29年度北薩広域行政事務組合補正予算(第2号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(渋谷俊彦理事長)

ただいま上程されました平成29年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。今回の補正予算は、選出議員の改選による議員報酬と人事異動に伴う給与費の調整でございます。歳入では、構成市町の負担金と平成28年度決算に伴う繰越金を繰り入れることの調整であり、歳入歳出それぞれ33万2,000円を増額し、総額15億8,033万7,000円にしようとするものでございます。

それでは、まず、歳出予算から御説明いたします。13ページをお開きください。第1款議会費、1目議会費の4,000円の増額は、阿久根市選出議員に係る改選が5月15日付けであり、議員報酬1か月分が重複することの調整でございます。第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費の職員給与費の補正は、7月1日付けで職員3人の異動を行いましたので、それに伴う給与費の調整であります。以上が、歳出の概要でございます。

次に11ページに戻りますが、歳出に対する歳入といたしまして、第1款分担金及び負担金、1目負担金2,083万5,000円の減額は、平成28年度決算に伴う構成市町負担金の精算と繰越金を繰り入れたことによる調整と歳出の増減に伴う市町負担金の調整でございます。第6款繰越金、1目繰越金の2,116万7,000円の増額は、平成28年度決算に伴う実質収支額を計上したものであります。以上が、本補正予算の概要でございます。

よろしく御審議のうえ、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(仮屋園一徳議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(仮屋園一徳議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと、認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。討論を許します。

(「なし」の声あり)

(仮屋園一徳議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。これから、議案第5号、平成29年度北薩広域行政事務組合補正予算(第2号)を採決します。本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと、認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

《日程第5 閉会中継続審査 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第5、閉会中の継続審査についてを議題とします。総務委員長から、会議規則第109条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。陳情第1号は、総務委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、総務委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

《散 会》

(仮屋園一徳議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。第2日の会議は、10月30日に開きます。

お疲れさまでした。

午前10時23分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

平成29年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第2号

平成29年10月30日（月曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	仮屋園 一 徳 議員
2 番	鮎 川 浩 一 議員
3 番	邑 山 初 徳 議員
4 番	大 田 重 男 議員
5 番	吉 元 勇 議員
6 番	小 田 勝 志 議員
7 番	鶴 田 均 議員
8 番	中 嶋 敏 子 議員
9 番	牟 田 学 議員
10 番	宮 田 幸 一 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 渋 谷 俊 彦

副理事長代理 春 原 善 幸

理 事 川 添 健

会計管理者 溝 口 雄 二

議会事務

書記長 志 柿 隆 久

書記次長 田 中 一 将

事務局

山 口 敬 次	事務局長
佐 潟 進	総務課長
松 下 弘 明	施設管理課長
西 野 竜 一	総務課庶務係長（兼務）
山 村 祐一郎	総務課施設整備係長
池 田 強	総務課介護認定審査係長
桐 原 祐 吉	施設管理課環境センター管理係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課衛生センター管理係長
佐 潟 義 彦	総務課介護認定審査係主査

付議した事件

一般質問

閉会中の継続審査

午前10時00分 開 会

《開 議》

(仮屋園一徳議長)

おはようございます。ただいまの出席議員10名であり、定足数に達しております。

これより、平成29年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会第2日の会議を開きます。

《議事日程の報告》

(仮屋園一徳議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりに決めました。

《議 事》

(仮屋園一徳議長)

これより、議事日程により議事を進めます。

《日程第1 一般質問》

(仮屋園一徳議長)

日程第1、一般質問を議題とします。本定例会の質問通告者は1名です。これより、一般質問に入りますが、質問者の発言、並びに当局の答弁は、できる限り重複を避け、簡明的確に、また、通告外の質問や、品位の保持等については、遵守されるよう望みます。なお、再質問から、一問一答方式とし、議員の質問時間は、40分以内とします。通告に従い、10番宮田幸一議員の質問を許します。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

おはようございます。9月13日、政府は厚生労働省のまとめを発表しました。中身は、国民が医療機関で、病気やけがの治療を受けるのに掛かった費用の総額を示す国民医療費は、平成27年度に高齢化の進展や、医療技術の高度化などを背景として、4兆2千3億6千44万円と、前の年度と比べて1兆5千573億円、率にして3.8%増え、9年連続で過去最高を更新しました。国民1人当たりでは、平均3万3千300円と、前の年度より1万2千200円増えています。ちなみに、いろんなデータを調べてみますと、現在世界一の長寿の方は、フランスのジャンヌ・カルマンさん122歳であること、日本人の平均寿命は、2016年の統計によりますと、男性80.98歳で世界第3位、女性87.14歳で世界第1位となっています。長寿の裏付けを覗きますと、医療革命というべき医学の進歩がすごいスピードで進んでおり、例えば、免疫細胞であるNK細胞の発見に続き、不老長寿のもとであると言われている腸内細菌のスペルミジンの発見、また、脳の60%は脂肪でできているの

で、脂肪が減ると脂肪酸が不足して、脳の働きが鈍くなるメカニズムを解いたおかげで、認知症治療に役立っています。鉄が錆びると脆くなります。化学式で申しますと、「FeO」酸化鉄と言いますが、人間も酸化を防ぐことが老化を防ぎ、長寿への道となることが理解できます。視線を他方に向けますと、8月9日から国の中長期的なエネルギー政策を示す、エネルギー基本計画の見直しに向けた、国の審議会の議論が始まっております。エネルギー基本計画は、国の中長期的なエネルギー政策の基本方針を示すもので、法律に基づいて、概ね3年ごとに見直されています。現在の計画は、東日本大震災後の平成26年4月に策定され、安全性や安定供給のほか、経済効率性の向上と環境への適合が主要な柱になっています。このうち、原子力発電については、民主党政権がまとめた2030年代に、原発稼働ゼロを目指すという方針を見直し、基盤となる電源という意味の、重要なベースロード電源と位置付けています。そのような状況下で、新焼却炉建設に含まれる発電設備は、どのような役割を果たすのでしょうか。それでは、北薩広域行政事務組合建設工事等及び物品調達等入札者指名のための資格者推薦委員会規程についてお尋ねいたします。この規程の所掌事務に関する第2条の2項には、「建設工事等又は物品調達等に係る有資格業者の指名停止等の審査に関すること」と明記してあります。平成28年8月に、ごみ処理施設建設工事入札説明書に基づき、応募された新日鉄住金エンジニアリング・福田組・大成工務店特定建設工事共同企業体は、工事金額65億円が、公募要項に提示してあるにも関わらず、半年以上も経過してから、値段が合わない理由で辞退されました。北薩広域行政事務組合の6月議会において、渋谷理事長は、指名停止の要件は満たしていないので、次の公募にも参加させる旨の答弁をされました。この規定の第2条、第2項に基づいて、指名停止に該当する案件か否かを審査されたのでしょうか。されたとしたら、いかなる法規に則って判断されたのか、その根拠をも、併せて教えてください。国や先進地の資料や、聞き取りを考査した私の所見を申し述べますと、平成28年8月2日付で公告したごみ処理施設建設工事は、入札参加者が辞退したため、入札が中止となった。この入札は、共同企業体による条件付き一般競争入札としているが、その内容は、公募型の提案方式、即ち性能発注型による入札である。応募したのは1業者であるが、入札公告において、1社でも有効とされている。そのため、入札参加者1社による随意契約となる当該業者は、資格審査により合格したものの、入札間近になって、辞退を申し出たため、入札が中止となったものである。このようなことから、事業は大幅に遅れることになり、他への影響も大きく、関連予算は、編成し直さなければならず、事業期間も延長しなければならない。また、2市1町の構成市町の財政負担にも影響を及ぼす結果となった。このことは入札契約にあたり、指名停止措置に該当する案件かどうかであります。国の中央公契連の指名停止モデルに照らすと、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せにおける、不正又は不誠実な行為の落札決定後辞退、又は有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合に該当している。また先進自治体である横浜市の一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱運用基準を見ますと、別表第2、措置要件該当基準等のうち、不正又は不誠実な行為で、一般競争入札、条件付ですが、において、期間内に提出すべき資格確認書類の提出後に正当な理由なく辞退したときは、指名停止措置に該当することとしております。このことは、地方公共団体においても、同様の取り扱いとなっており、指名停止措置は、妥当と考えられ、行政の恣意性はないものと推察される。仮に苦情や不服申し出があったとし

ても、辞退による組合の損害は、非常に大きく、むしろ、指名停止をしないほうの不作為を問われかねない。さらに入札方法を見ると、条件付き一般競争入札とした点であります。原則として一般競争入札は、価格競争を前提とした入札方式である。今回の案件は、焼却処理方式を提案させ、適切な処理により、事業効果、ランニングコストまで要求しているが、これは、価格競争ではなく、総合評価、またはプロポーザルによる入札方法が適切である。今回の一般競争入札では、想定されるリスクの範囲内であることは、容易に推察され、このような事案が生じたものであると考えます。また、新焼却炉は、基本計画の時にストーカ式焼却炉施設と決定していたにも関わらず、平成28年8月の入札説明書には、入札参加者の参加資格要件の条件に、ストーカ式焼却施設との明記がないのに、やり直しの平成29年10月の入札説明書の中に、入札参加者の参加資格要件には、ボイラー式発電設備付きのストーカ式焼却施設と明記してあります。なぜなのでしょう。うがった見方をしますと、指名停止をしない代わりに、ストーカ式焼却施設と明記することにより、ストーカ式焼却炉施設の実績のない、新日鉄住金エンジニアリングを排除という言葉が適切でなければ、入札参加者の参加資格要件に該当しないという理由で参加できなくしたと考えますが、そう理解してよいのか、真相を教えてください。以上であります。

(渋谷俊彦理事長)
議長。

(仮屋園一徳議長)
渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)

おはようございます。宮田幸一議員の質問にお答えいたします。宮田幸一議員から、北薩広域行政事務組合建設工事等及び物品調達等入札者指名のための資格者推薦委員会規程についてのご質問にお答えいたします。ご質問の委員会規程におきましては、1件の契約予定金額130万円以上の建設工事等又は1件の契約予定額30万円以上の物品調達等に関する入札者の指名のための資格者推薦に関することと、建設工事等又は物品調達等に係る有資格業者の指名停止等の審査に関することなどを所掌事務として、入札事務等に取り組んでいるところでございます。昨年のごみ処理施設建設工事につきましては、平成28年8月2日に入札公告を行い、一社からの応募があったところでございます。しかしながら、入札参加者からご承知のとおり、平成29年2月16日に入札辞退届が提出され、平成29年3月16日に予定をしておりました入札を中止としたところでございます。入札の辞退につきましては、ごみ処理施設建設工事の入札説明書に、入札を辞退するときは、入札辞退届を入札前日の平成29年3月15日17時まで提出することの記載をしておりました。このような状況におきまして、入札辞退の行為が指名停止に該当するかは、北薩広域行政事務組合建設工事等及び物品調達等入札者指名のための資格者推薦委員会規程により、指名停止等の指名委員会で審議を行ったところでございます。審議の結果といたしまして、入札辞退の行為が、北薩広域行政事務組合建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱、別表第1の事故等に基づく措置基準及び別表第2の不正行為等に基づく措置基準に該当しないというふうに判断をいた

しまして、指名停止を行わないということとしたところでございます。その後、平成29年組合議会第2回定例会におきまして、宮田幸一議員の一般質問の中で、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会指名停止モデルの運用申合せの照会がありまして、この内容等も含めて、改めて検討したいとの答弁をいたしたところでございました。このことを受けまして、法律の専門家にも相談し、その結果を踏まえ、再度、北薩広域行政事務組合建設工事等及び物品調達等入札者指名のための資格者推薦委員会規程により、指名停止等の指名委員会で審議を行ったところでございます。審議の結果といたしまして、入札辞退の行為が、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会指名停止モデルの運用申合せの中の、不正又は不誠実な行為とはということで照会がございませけれども、不正又は不誠実な行為とはということで、部局発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合に該当するかを立証することは難しいことから、指名停止には該当しないと判断したところでございます。なお、ごみ処理施設建設工事の再度の入札公告を今月3日に行い、入札を来年3月8日に予定をしているところでございます。組合といたしましては、今後とも公正・公平な事務手続きに努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。昨年度のごみ処理施設建設工事入札説明書における入札参加者の参加資格要件の納入実績に、なぜストーカ炉を入れなかったということに関連してのご質問にお答えいたします。昨年度のごみ処理施設建設工事における入札説明書には、プラントメーカーの納入実績として、地方公共団体、公共法人及び公益法人が発注した一般廃棄物処理施設の元請、共同企業体の場合は代表者に限るというところでございますけれども、その元請での納入実績があること、また、施設規模一日50トン以上の規模かつ複数の炉で構成されている発電設備付き一般廃棄物焼却施設、また施設が完成後、平成28年7月末において1年以上の稼働実績があることとの納入実績を求めているところでございます。このことについては、ごみ処理施設契約手続き運営委員会及び指名委員会において、審議を行い、本組合が求める施設を建設することが可能なプラントメーカーを可能な限り間口を広げ、より競争性が働くよう、このような入札資格参加要件としたところでございます。第1回目の質問の質問に対して、以上のとおりお答えさせていただきます。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

今の答弁を聞いていると、面白いことをおっしゃったなと思うんですが、実は私、例規集を持って来ております。これは、ダブルスタンダードで作っているのでしょうか。今、理事長が答弁されましたように、私もこの題を書いているのですが、例規集をお持ちですか。これの360ページには、今、理事長が答弁いただきました、北薩広域行政事務組合建設工

事等及び物品調達等入札者指名のための推薦委員会規程というのがあって、その第2条の所掌事務の2項に指名停止のこともやるんだよと書いてあるんですよ。それで、理事長が答弁された中で、1360ページに北薩広域行政事務組合例規集の北薩広域行政事務組合建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱というのがあります。目を通しますと、第3条に「理事長は、有資格業者が別表第1各項又は別表第2各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該別表各項に定める期間の範囲内において情状に応じて指名停止の期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。」ということで、これは、理事長としてされている。それでこっちの方は、推薦委員会で指名停止もということで、答弁を2つに合わせられて言われたのですが、じゃあ、有資格委員会ではされて、どういう審理をされて、理事長としてはどうされたのですか。これはダブルスタンダードになると思うんですけど。2つあるんですよ。指名停止に関する条件がですね。それについて教えていただけないか。

(仮屋園一徳議長)

渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)

例規集の内容等について、まず、事務局長に答弁させます。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

今、宮田議員からご質問がございました資格者推薦委員会規程につきましては、指名委員の方々それぞれで構成されております。それからもう一つの要綱、指名停止に関する要綱、これにつきましては、指名停止の要綱では、理事長はということになっていると思います。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

資格者推薦委員会につきましては、それぞれの委員等で協議を行い、その審議の結果については、理事長に報告するということになっております。その報告を受けて、その指名委員会停止等の要綱、そこに照らして、その後の判断を理事長等が行うという意味だと考えております。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

だとすれば、この推薦者委員会で指名停止に関して協議したことで、理事長の判断したことが全く違うことが出るということも、可能性があるということで、ダブルスタンダードですからあると思うんですが、その辺理事長どうでしょうか。

(渋谷俊彦理事長)

議長。

(仮屋園一徳議長)

理事長。

(渋谷俊彦理事長)

詳しくは、また、事務局長の方から答弁させますけれども、指名委員会の決定した事案に基づいて、指名停止等に該当するかどうかの判断を理事長がするというのではないかと思っております。詳しくは、事務局長から答弁させます。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

先ほど、理事長が答弁されましたとおり、推薦委員会で結果等の審議を理事長に報告を行い、要綱につきましては、11条で事件等の報告という項目がございます。そこで、こちらの推薦委員会の報告を受けて、その後、事務局長を経緯して資格者推薦委員会に報告しなければならないというふうになっておりますので、そういう判断になっていくのかなというふうに思っております。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

片方には理事長にしか権限がないんですよ。片方には推薦委員会の責任として所掌事務として書いてあるんですよ。だから、これ2つあると、僕はダブルスタンダードでどっちを我々は信用していいか、分かりません。それで、市長の登壇されての答弁を聞くと、この1360の理事長に権限があるところの答弁だと思うんですが、別表第2の24には「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき」とありますので、国の中央公共工事契約制度運営連絡協議会の指名停止モデルに照らしますと、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せということで、これを読んでいくと、不正又は不誠実な行為というのは、落札

決定後、今回ののは落札ではないです。その次が大事なんです。又は有資格業者の過失、要するに審査で資格があるかどうかというのは、ここにありますがけれども、合格されているわけですね。合格されたということは、もう、書類は通ったということなんです。そのあとに、有資格業者の過失というか、積算見積と僕は言った方がいいのかもしれませんが、入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係、信頼関係というのは、発注者、すなわち地方自治体という意味ですが、信頼関係を損なう行為があった場合に、該当していることから、指名停止は私は妥当だと考えます。しかし、理事長の答弁では、それを立証するのが難しかったので今回は指名停止しなかったとおっしゃったのですが、では、どこがどう難しいのでしょうか、立証することが。それで、私は先進地にも電話でも問い合わせ、はっきり言いますと国土交通省に問い合わせました。ここの事例を言ったら、指名停止するべきだということなんです。そうしないと請負業者が、値段を吊り上げる要素のなると。それで、重大な理由なくというのは、65億円という金額を提示しているのにも関わらず、理由は値段が合わない、こんな馬鹿なことはないんですよということでしたので、再度お尋ねいたします。

(仮屋園一徳議長)

理事長。

(渋谷俊彦理事長)

前回の宮田幸一議員から同様の主旨のご質問をいただきまして、その際、改めて検討させていただき旨の答弁をいたしまして、その後、事務局長に対しまして、再度このことに対しましてどうすべきが妥当かどうか検討するよということ、事務局長に指示をいたしておりますから、内容等につきまして、事務局長から答弁をさせます。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

ただいまの宮田議員のご質問ですけれども、理事長から先ほどありましたとおり、前回の議会の一般質問等を受け、理事長から指示がございました。法律の専門家等にも相談をし、そこでいろいろ意見を伺い、その意見を踏まえて指名停止の委員会を開催し、今回の入札辞退が指名停止等の案件には該当しないというふうな判断をしたところでございます。弁護士の相談では、入札辞退が嫌がらせなどの目的が明確であれば、過失による遅延とか、指名停止は可能であると思われるというような意見をいただいておりますけれども、そういうことには該当しないという判断でございます。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

法律関係者というのは、和田弁護士事務所だと思うんですけど、そういう問題ではないんですよ。これは、ちゃんと出水市の契約検査課の野付課長から、山口局長に渡されていると思いますけれども、私はこれは何回も読んで、国にも問い合わせしているんですけども、嫌がらせとか何とかじゃないんですよ。ちゃんと合格した、そしてその後、契約に向かって進めていくわけですよ、その途中で値段が合わないということは、いたずらに工事の発注時期が延びてしまい、新焼却炉の供用開始に間に合わないことを起こした。そしてなおかつ、構成市町にそれぞれ予算が増額なったわけですから、やり直しをして、工期は延びるは、予算額は上げなきゃいけないということを、重大な信頼関係にいたないというふうな国の説明ですので、今、弁護士が言われた、その部分は違うと思うんですけど、これは、理事者3名とも山口局長に渡してあるという出水市役所の野付課長の言葉ですので、それぞれコピーすれば済むことですから、渡してあって読まれていると思うんですが、では、これに関しての見解を3理事者にお尋ねいたします。

(仮屋園一徳議長)

渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)

指名停止モデルの解説ですかね。それについて、事務局長の方に宮田議員から、お渡ししであるということでしたので、まずは事務局長の方から答弁させますので。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

今、宮田議員からございました契約検査課からの文書についてですが、出水市より私の方に工事契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せにおける不正、不誠実な行為の落札決定後辞退、又は、有資格業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なうような行為があった場合に当たるのではという内容の参考文書を渡されました際、担当課より入札公告、発注要領等を含め、指名停止をした時のリスクもあるので、法律の専門家の意見も参考にしながら、指名停止等の措置要綱に該当するかも含め、組合で検討してくださいということで渡されております。

(仮屋園一徳議長)

渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)

宮田議員から、先ほどご提示ございました、当工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ、この内容については、私もその

写しを頂戴をいたしまして、事務局長等ともこの内容について、指名停止委員会等との意見等も踏まえ、弁護士等の専門家の意見等も聴取した後に、いろいろと報告を受けたところでございます。

(仮屋園一徳議長)

春原副理事長代理。

(春原副理事長代理)

宮田議員からのご質問にお答えいたします。阿久根市副市長の春原でございます。本日副理事長の西平が出張のため、代わりに出席させていただいております。よろしく願いいたします。副理事長の西平から聞いている範囲でお答えさせていただきます。ただいま理事長からも答弁ございましたとおり、指名停止すべきかどうかということにつきましては、国のモデルなども、法律の専門家に意見を伺い、再度指名委員会、指名停止のための委員会に諮り審議された結果、指名停止には該当しないと判断されたというふうに聞いております。以上です。

(仮屋園一徳議長)

川添理事。

(川添健理事)

理事長、副理事長から答弁があったように、今回の案件につきましては、指名委員会等で協議をした結果でも、指名停止をするような条件には該当しないという判断をしておりますので、私もそのような判断をしております。

(仮屋園一徳議長)

理事長は読んでいますが、あと二人が読んでらっしゃるかどうか。

(仮屋園一徳議長)

副理事長代理。

(春原副理事長代理)

議員ご指摘がありました、国のモデルの運用申合せの方は、事務局からいただきまして、目を通しております。

(仮屋園一徳議長)

川添理事。

(川添健理事)

理事長、副理事長と同じように、私の目を通しております。ただ、今回の案件については、該当しないということで判断をいたしております。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

どこをどう読み解かれたのか分かりませんが、私ここに、先進地である高松市やら、一番わかりやすいのが横浜市の事例を持っております。先進地である横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱運用基準に目を通しました。別表第2、措置要件該当基準等のうち、「不正又は不誠実な行為について、一般競争入札」うちと同じように条件付きにおいてですが、「期間内に提出すべき資格確認書類の提出後に」ということは、うちで言えば、ちゃんと書類を出して、参加資格があるよと合格を出したということと同等と捉えていただければ、結構です。「正当な理由なく辞退したとき。」には指名停止措置に該当することとしております。また、別途に高松市指名停止等措置要綱も入手して目を通しましたが、横浜市と全く同様でありました。ですからお尋ねするのですが、ここにもう審査をして、合格を出されたわけですよ。だから契約まで、移っていく段階で辞退されたわけですよ。では、値段が合わないという理由は、65億というのは示されていなかったのでしょうか。私が読む限り、ここにあるんですが、平成28年8月2日のこれには、ちゃんと値段を示してあるんです。理由は値段が合わないというのは、どういうことなのか教えていただけませんか。そして、横浜はなぜこんなにきちんとできるのに、ここはできないのでしょうか。

(仮屋園一徳議長)

渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)

まず、入札の参加申し込み等に対しての手続き内容については、事務局長から答弁をさせます。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

ただいま、辞退の65億が示されて、その辞退の理由等の中身ということでございますけれども、震災等であったり、オリンピックと資材費であったり、労務費の高騰というのが、想定を大きく上回り、入札を辞退せざるを得ない状況になったというような理由から辞退届が提出されたところですよ。これにつきましては、私どもいろいろ、検討協議した結果、そういう方向だろうということでしたところでございます。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

震災はあった後ですよ。だから一緒なんです。東日本大震災もあった東京オリンピック・パラリンピックもある後に、発注されているわけですから、だから震災で急に値段が上がるということではなくて、65億示したのに、それに手を挙げたわけでしょう。65億できると判断されたんですよ。でも値段が合わないということは、先ほど私が申しましたように、私は有資格業者が積算を間違われたと、だから私が言うところの、不誠実というところにおいては、期間内に提出すべき書類、若しくは契約に向けての書類を、要するに有資格業者の過失により、それができなかったから、値段が合わない理由になったんじゃないですかと聞いているのですが、その辺は、私は中に入っていないから、理事会でちゃんとその報告は、新日鉄住金エンジニアリングの共同企業体から受けていると思うのですが、その説明を教えていただけないでしょうか。内容を。

(渋谷俊彦理事長)

議長。

(仮屋園一徳議長)

理事長。

(渋谷俊彦理事長)

当該業者の方から、書面によりまして、辞退届を受けております。2月16日に辞退届が提出されておりました、それを受理したということでございます。

入札辞退届の内容につきまして、理由が記してございます。読み上げてみたいと思います。「昨年8月の入札公告を受け、昨今の工事費の高騰の落ち着き期待とVE提案を前提に、見積上限額内での応札の可能性はあるとの粗見通しの下、8月31日付で参加申請を提出し、詳細設計及び積算作業をメンバー一丸となり、鋭意進めて参りました。しかしながら、鹿児島県内業者の繁忙、熊本県内業者の震災対応優先等に起因する工事費の高騰は想定を大きく上回り、企業努力でコストが吸収できるレベルになく見積上限額内で応札する見通しが立たないことから、誠に無念ながら辞退せざるを得ないと苦渋の判断をするに至りました。」というふうに理由付けを記してあるところでございます。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

ということですよ、理由を聞くと分かるように、結局、有資格業者の見積りが甘かったということですよ。甘かったことというのは、過失によるものに該当すると思うんですけど。だって相手のミスですから。過失ですから。そこまで、認めなかったということですから。

だから私はどうしても、これはそこに該当すると思うんですよ。そこでですね、質問を変えます。地方自治法の第284条には「地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。」とありますことから、北薩広域行政事務組合も地方自治法が適応されることになると思っ

(仮屋園一徳議長)
事務局長。

(山口事務局長)
ただいま、議員のご質問ですけれども、モデルのそれもありますけれども、今回のごみ処理施設につきましては、議員ご承知のとおり、入札辞退は入札日の前日、3月15日17時までできるということで示されています。そして、入札辞退理由につきましても、先ほど理事長から説明があったとおりでございます。そういうことを踏まえ、私どもとしましては、弁護士相談並びに指名停止の委員会等を開催し、指名停止等に該当しないというような判断に至ったということでございます。

(仮屋園一徳議長)
宮田議員。

(宮田幸一議員)
じゃあ、3理事者にお尋ねいたしますが、これだけのことが起こって、少なくとも工事は1年以上遅れることとなりますが、北薩広域行政事務組合としては、全く何の迷惑も、何も損害はなかったとお考えなのでしょうか。

(仮屋園一徳議長)
渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)
宮田議員、ご指摘のとおり、このことによりまして、工事の遅延を招き、さらにまた工事の事業額等々の見直し等を行って、改めて、議会にそのことの議決をお願いしてきたところでございまして、工事が遅延したことによりまして、地域住民の皆様方をはじめとして、それぞれご迷惑をお掛けしたことについては、大変申し訳なく思っているところでございます。

(宮田幸一議員)
議長

(仮屋園一徳議長)
宮田議員。

(宮田幸一議員)

今の山口局長の答弁を聞いていると、これを見るとそう書いてあるのですが、じゃあ、要するに、募集要項の作り方がミスだったというふうに、私は受け取れるのですが、そんなに長く伸ばして、結局駄目ということになると、今理事長が言われたみたいに大変な迷惑を受けてしまったわけですよ。ということは、これが不備だから、こういうことになったと思うのですが、その点についての3理事者の見解をお尋ねします。

(渋谷俊彦理事長)

議長。

(仮屋園一徳議長)

理事長。

(渋谷俊彦理事長)

宮田議員の方から、今回の当組合が出しました、当事業に関わる募集要項、これに落ち度があったのではないかというご指摘かと思っております。このことについて、先程来、説明しておりますように、第11項に入札参加者は、入札を辞退するときは云々ということで、入札の辞退届に関して提出期限を設けております。これは、先ほどご説明いたしましたように、平成29年3月15日17時までということで、期限を設けておりますが、今回は当該の申し込みをした業者の方からは、その事前にあたります同年2月16日に辞退届があったところをございまして、入札の辞退届に対しての要項に対しては該当しているというふうに考えているところをございます。

(仮屋園一徳議長)

副理事長代理。

(春原副理事長代理)

ただいまのご質問に対しては、理事長の答弁と同様に、辞退届に関する期限を要項上設けておりまして、その期限までに提出されたと認識しております。

(仮屋園一徳議長)

川添理事。

(川添健理事)

ただいまの質問にお答えいたします。この要項を変える必要はないと私は思っております。ただ、今回の入札の関係は若干、宮田議員と私共と解釈が違うというような気がいたします。端的に申し上げますと、今回の入札は、提案型で私どもは大体65億の事業の予算でこういったものを、理想的な形のものを作って欲しいという提案をして、見積りを出して欲しいということをお願いをしたところ、その金額でその見積りを出せないということで、正式な見積

書として出してもいないし、そういうことから、今回、見積りを出す、そういう金額を出す前に辞退をされたという解釈をしておりますので、そういったものについては、何ら問題はないのではないかという判断をして、新しく取り扱いを進めているところでございます。

(宮田幸一議員)

議長

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

多分、そう答えられるだろうと思っておりました。じゃあ、何のために新焼却炉を期限を決めて造ろうとやったんですかね。当初の計画より延びているんですよ。それは、この募集要項が悪いからではないですか。で、3理事者に聞きますけれども、3理事者は分かっていますか。一般競争入札というのは何を目的でやるんですか、お答え願います。

(渋谷俊彦理事長)

議長。

(仮屋園一徳議長)

理事長。

(渋谷俊彦理事長)

一般競争入札をすることによりまして、請負契約額等の競争を促し、また、適正な価格で、私どもとしては、請け負っていただくことを一つの目的として、一般競争入札をお願いしているところでございます。なお、また参加しようとしている業者の皆様方が、一定規模以上、条件を満足したところにつきましては応募ができると、そういう考え方が、一般競争入札ではないかと、基本的には考えているところでございます。

(宮田幸一議員)

議長

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

理事長が答弁された、まさしくそのとおりです。ところが、この場合は条件が付いていて、価格競争ではないということなんです。ということは、差し迫った、老朽化した現在の環境センターをどうやって一日も早く新しいものに変えて、構成市町の住民のニーズに答えるかというのが問題だったのですから、だから私と川添さんの大きな違いというのは、じゃあこ

の要綱は、それに間に合うように作るべきだったということなんです。それをしないでいて、私は、これはミスだと思います。要綱の作りの。今言われたとおり、これ私ちゃんと持っています、これは11条に書いてありますよ。3月15日の17時までと、だけど辞退を見込んだ一般競争入札ってやりますかね、まず。長島町もしないし、阿久根市もしないし、出水もしないはず。それをわざわざ、謳ったということはなんでだろうと、私はこれはミスでしかないと思うんですよ。でないと、じゃあ、せっかくそう仰いましたので言います。ではこれが、ミスではないとしたときに、今回はストーカ炉を盛り込んでありますね。これは盛り込んでないですね。私、わざわざ、プラント業界に精通している方に、大阪まで行ってお会いしてきました。そして、資料を手に入れました。皆さん方が言われた新日鉄住金エンジニアリング、プロパーの方がいればご存知だと思いますが、ストーカ炉方式の実績は、ほとんどないんです。私ここに20位までのを持っていますけど。総合とストーカ炉の実績ということで、2019年、経審の清掃施設に対する比較表というのがあってデータがあります。これは2016年のものですが、どっちもトップというのが日立造船です。総合的にも1位、熔融炉とかそういうのも含めてですよ。で、ストーカ炉も1位です。2位がJFEエンジニアリング、3位が川崎重工業、4位がタクマ、5位が三菱重工環境・化学エンジニアリングで、6位には総合では、新日鉄住金エンジニアリングですが、ストーカ炉の実績になると、20以内に入っておりません。じゃ、構成地域住民の血税で造る新焼却炉にストーカ炉の実績のない人を、これ、もし手を下げないでそのままやられたら、そういう現実になってしまうんですが、ここで私が言った有資格者推薦委員会は、どこをどうやればストーカ炉で書いてないのに、基本計画でストーカ炉方式になるというのは、これはだいぶ前に決まったことですから、その時から私広域にいますので、それを度外視して問題外にしてされたのは、なぜなんですか。そういう疑問が浮かんできます。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(事務局長)

ただいま、ストーカ炉の条件を、なぜ入れなかったのかというご質問かと思います。先ほど、条件につきましては、ご説明したわけですが、基本計画の段階でも、ストーカ炉ということ、それから熱回収率を15.5%以上と、こういう計画になっておりました。ただ、私どもが進めておりました90トンの焼却施設、これにつきましては、かつ発電設備、そういうところは、全国においても、同規模の施設の高効率の発電を行っている施設は少ないと、そういうことで、循環型社会の形成を目指すうえで、モデル的な施設となることを目的とするような計画は作られておりました。そういうのを踏まえて、契約の事務運営委員会、そういうところで審議をし、指名委員会等でも、そういう審議をしたうえで、今、議員がおっしゃるような最初の段階では、広く間口を広げたそういう目的で、可能な限り競争性が働くようにいうことで、そういう入札条件を出したところでございます。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

じゃ、何のために、理事者に聞きますから。事務局では分かってないでしょうから。理事者に聞きますけど、じゃ、なぜ基本計画でストーカ炉方式と決めたんですか。それに着実にやるべきじゃないんですか、65億もかけて。それなのに、これに載せなかった。壇上での答弁を聞きますと、ストーカ炉を入れなかったのは、プラントメーカーの実績として、一般廃棄物の実績だけを問うたと言われました。なぜそうされたのでしょうか。基本計画にストーカ炉と決まっていて、発電施設もその時は決まっていますよ。発電施設云々はありませんけど、先ほど私が手に入れた、さっき言いました2016のプラントメーカーのこれを見るとですね、私から見れば絞られてくるんですよ。なぜかと言えば、一番右のここに発電実績というのもあるんです。「○」、「×」で付けてありますけど、それを見るとだんだん絞られてくるんです。ストーカ炉が実績がないところ、だんだん削られていくんですね。それとこういうことを考えるとですね、この北薩広域行政事務組合の管理者は、理事会となっていますから、理事者3人が責任を負うべきだと思います。これを出すに当たって理事会は承認をされたわけですよ。平成28年の8月のものです。だったら、基本計画にストーカ炉方式と、ちゃんと決めているのにそれが土台となって動くのに。分かりますよね。うちの新庁舎だって、基本、要するに基礎ができていなければ上に立ち上がらないわけですから。そこの一番大事な部分でストーカ炉方式と決めてあるにもかかわらず、なぜこれに盛り込まなかったのか教えてください。ただ間口を広げたとそういうことじゃなくてですね、ストーカ炉と決まっているわけですから。

(仮屋園一徳議長)

理事長。

(渋谷俊彦理事長)

発注書の中にはですね、宮田議員がご指摘のとおり、ストーカ炉方式とするということを、明記してあるわけですが、ただ、応募する業者の選定につきまして、指名委員会の方でそのところを明記をしなかったとその実績ですね、ストーカ炉の建設の実績のあるところということを明記しなかったことが、今回のような事態を招いたものと、大変深く反省しているところでございます。したがって、できることとですね、実績があることとは違う次元の話だというふうに私も、今、認識しているところでございます。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

できることと実績があることは違うと言われましたけど、この要項ではですね、実績を問

うてるんですよ。できることと実績とは違うと言われると、こっちの方が頭がおかしくなってくるんですけど。では、重ねて聞きますが、今度出された平成29年10月のこれにはなぜ今度はストーカ炉を盛り込まれたのでしょうか。

(渋谷俊彦理事長)
議長。

(仮屋園一徳議長)
渋谷理事長

(渋谷俊彦理事長)
入札に関しての指名委員会におきまして、今回そういう条件を付したというふうなことでございます。

(宮田幸一議員)
議長。

(仮屋園一徳議長)
宮田議員。

(宮田幸一議員)
ということは、指名委員会は基本計画で、ストーカ式焼却炉施設ということを知らないで28年はこうやって、あとから私から6月議会で質問されたから、今度は勉強し直して、今度はこれを作り直したというふうに理解していいのでしょうか。

(仮屋園一徳議長)
理事長。

(渋谷俊彦理事長)
その辺の件について、事務局長から答弁させます。

(仮屋園一徳議長)
事務局長。

(山口事務局長)
ただいまのご質問ですけれども、先ほど理事長からもありましたように、入札条件と参加条件としては、ストーカ炉の記載はございませんでしたが、ごみ処理施設建設工事の発注仕様書の中には、ちゃんと、ストーカ炉であるとか熱回収率15.5%以上そういうのは、条件として記載をしております。今、宮田議員が今行っている再入札公告についてということでございますけれども、これにつきましては、皆さん方ご承知のように、構成市町との議会の

皆様のご理解を頂いて、組合議会で新たな予算等の議決を頂き、それを踏まえて組合の契約手続き運営委員会並びに指名委員会等で、今回の条件等については協議し、それを基に理事者の了解を得て、公告を行ったということでございます。

(仮屋園一徳議長)

ここで休憩に入ります。再開は概ね11時10分とします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

先ほど、今回の新しい再公告の件についてのご質問かというふうに思っております。発注の参加条件の中に、前はストーカ炉を入れないで、今回なぜ入れたのかという趣旨のご質問かというふうに思います。先ほども申し上げましたけども、前回につきましては、発注仕様書の中では、ストーカ炉並びに熱回収率15.5%というのは入れてありますけれども、参加条件の中で、今申しましたようなストーカ炉は入れてありませんでした。これにつきましては、先ほどと同じような答弁になりますけれども、契約手続き運営委員会、指名委員会という審議を経て、広く間口をということしております。ただ発電を伴う15.5%以上となりますと、小規模の焼却炉では、全国では件数が少ないということで、そういうことも考慮して、先ほど申しましたような間口を広くして参加条件としたというところでございます。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

質問時間がもったいないので、当たり前聞いてくれませんか。私が先ほど言ったのは、平成28年度は指名委員会なり契約手続き運営委員会が、ちゃんと基本計画でストーカ炉と決まっているのを知らないで、こういう募集要項を作ってしまったのかと、今度ストーカ炉入れられたのは、今度はその辺りを反省して、勉強してちゃんと入れられたのかというのを聞いております。

(仮屋園一徳議長)

渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)

発注仕様書の中に、ストーカ炉方式でやるという事については明記してございますので、発注要領の中にもですね、今回は示さなかったけれども、指名委員会の皆さん方は、その辺の内容については承知しておられたというふうに思っております。

(宮田幸一議員)

議長

(仮屋園一徳議長)

宮田議員

(宮田幸一議員)

じゃ、平成28年の時は、承知されてなかったということですか。

(渋谷俊彦理事長)

議長

(仮屋園一徳議長)

渋谷理事長

(渋谷俊彦理事長)

その内容についてですね、ストーカ方式で取り組むことについては、指名委員会の皆さん方も、最初から承知はしておられたというふうに思いますけれども、ただ、入札応募資格要件といたしまして、その辺のところの条件を付さなかったという事につきましては、また指名委員会の方でも、幅広く業者の皆さん方の申し込みを可能にするために、一定規模の事業実績に基づいた形で応募ができるように仕組みをしたのではないかと、私自身はそういうふうに考えているところでございます。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

じゃ、そのまま行ってしまって、多分、辞退されなければ、これ新日鉄が造られたという事になるんですが、でも、ストーカ炉の実績がほとんどないんですよ。にもかかわらず、

この入札説明書の中を読むとですね、条件を書いてあって、例えば、電気施設については、完成後1年以上の稼働実績があることとか縛りをだいぶかけてあるんですよ。なのに、ストーカ炉の実績がないのに、この28年は書いてないから当然仕事させないといけないけど、じゃあ、構成市町の住民の血税は、夢とはかなく消えてしまうことになるんでしょうか。実績のないところが造るわけですから。でも基本計画では、ストーカ炉と決まっているわけですから、どうなんでしょうかその辺は。

(仮屋園一徳議長)

渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)

その辺の状況等につきまして、事務局長から改めて答弁をさせますけれども、指名委員会の考え方として、今、私自身が確定的なことは申せませんが、一定規模の事業実績、これは求めているわけですので、その実力を持ちながら、ストーカ方式での建設の経験については、まだ、実績がなかったということで、応募されたんだと思いますけれども、一定規模の実績はあつてのことだというふうに考えているところです。

(仮屋園一徳議長)

山口事務局長。

(山口事務局長)

今、理事長の答弁に補足をさせていただきますけれども、同種の類似業務そういうのも、判断の一つの材料になったのかなというのを考えているところです。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

まったく答弁になってないんだけど、実績がないところでもさせたということになってしまいうんですけど、そう受け取っていいんですかということを知っているんですけど。

(仮屋園一徳議長)

事務局長

(山口事務局長)

実績がないところにそういうことをさせていいのかというような質問でございますけれども、こちらの参加条件としては、焼却処理施設の実績のあるところというふうにはしており

ます。それとあと、類似の今、専門的にストーカ炉というのを言われますけれども、他にも熔融炉とかいろいろ処理の方法はあると思います。そういうことで間口を広くしたというふうな見解でございます。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

ますますおかしくなってくるんですが、私がおかしいのでしょうかね。熔融炉があることも知っていますよ、他にもいろいろな方法があるのを知っていますよ。じゃあ、基本計画でストーカ炉方式と決めたのは何のためなんですか。じゃあ、実施の時になったら熔融炉でもいいわけ。そういうふうを受け取れるんだけど、どう理解したらいいんですかね。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

参加条件はですけども、発注仕様書等につきましてはストーカ炉で15.5%の発電効率というのは求めておりますので、それについてはそういう方向でできるというふうに思っています。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

多分、そう言い逃れされと思った。じゃ聞きますが、ここにある推薦委員会は、その案件を満たしているとストーカ炉の実績はなくてもそれでいいんだということで、なぜ合格点をやられたんでしょうか。新日鉄エンジニアリングに。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

参加申し込みの時点で、参加資格ありというふうな判断をしたところです。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

言いますけどストーカ炉という条件を付けてあるんだというのに、ストーカ炉の実績がない人が手を挙げたのに、それに合格点をやって、それから半年以上審議をされたんでしょ。では、なぜ合格点をやられたのか知りたいんですけど。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

今、指名委員会等の話をされましたけれども、会議の中身については非公開というふうになっております。ただ、審議の結果については、理事長に報告というふうになっているところでございます。

(宮田幸一議員)

議長

(仮屋園一徳議長)

宮田議員

(宮田幸一議員)

じゃあ理事長にお尋ねいたします。実際にストーカ炉という事で、平成28年を縛ってあるんだというんだったら、なぜ、ストーカ炉の実績のない人を合格点にされたのか教えてください。審議の中身はいりませんから、なぜそうされたのか。でも、最初の壇上での答弁では、プラントメーカーの実績として、一般廃棄物の実績のみを問うたと答弁されている。壇上では。それだと違ってきますよね。じゃあ、何のためにそう書いてあるんだったら、これとこれは1つで1セットと思って、これは平成29年10月のやつですけど、これでいっても、どっちみち書いてあって、なおかつ、条件として細かくストーカ炉を書いてあるんですよ。で、平成28年のやつには、今、局長が言われるのを書いてあるけれども、中身の条件には書いてないんですよ。この違いは何なのですか。

(仮屋園一徳議長)

理事長。

(渋谷俊彦理事長)

まず、事務局長から答弁させます。

(仮屋園一徳議長)

事務局長。

(山口事務局長)

前回の中身については、先ほど申しましたれども、今回の入札条件、それからあと仕様書等の結果については、契約手続運営委員会、指名委員会等の審議をしております。これにつきましては、ここで公表できるようになっておりませんので、そこについては申し上げることができないところです。

(仮屋園一徳議長)

理事長。

(渋谷俊彦理事長)

経緯については、ただいま事務局長の方から説明があったとおりでございます。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

これは、多分議員が何人いても分からないと思います。このやり方は。だって、明確になってないわけですから。壇上での答弁では、ストーカ炉は問わなかったと言われて、問うてないんですよ。ただこの2枚紙には書いてあります。こっちにも。でも、条件で縛りを付けた中のこれには書いてないんですよ。今度は書いてありますよ。だからですね、私はそういう答弁じゃなくて、これ私の憶測ですよ。おそらく私がこの質問すれば、最初は当時の相場として、1トン1億円と言われる時代であって、その当時は、45トンが2基ですから90億円、全国で相場だろうと思われたのに、65億円という金額で出したために、できれば夢がかなうために間口を広く広げてストーカにこだわらなかった。しかし、今度は辞退されたために構成市町2市1町が増額の予算を認めてくださって、17億上がって82億円になったから、今度は初志貫徹のために、ストーカ炉にきちっとやって戻すんだよなと意味で、今度は盛り込まれたという答弁をされれば、いくらか僕も納得がいくのになと思って聞いたんですけど、そういう答弁じゃなくて、あくまでもこれ言われたんですけど、私に言わせれば、完全に募集要項を作った方のミスです。そして、この作ったのを認められた理事会の僕はミスだと思っています。その辺についてどうでしょうか。

(渋谷俊彦理事長)
議長。

(仮屋園一徳議長)
渋谷俊彦理事長

(渋谷俊彦理事長)
結果としてですね、宮田議員ご指摘の部分もあろうかと思っております。従いまして、私どもとしても今後、仕様書等含め、また業者等の募集要項等についても、それと一体的になるように努めていきたいと思っておりますが、指名委員会の方で業者の応募につきましては、いろいろと議論をしていただいて、決定をしていただいております。その内容等について踏み込むわけにはいきませんが、今後につきましては、今回の経緯を踏まえてしっかりとした対応をしていくように、私共も努めていきたいと考えております。

(宮田幸一議員)
議長。

(仮屋園一徳議長)
宮田議員。

(宮田幸一議員)
3理事者とも一緒だと思うんですけど、念のため3人お答えください。一日も早く当初の予定どおり新焼却炉建設はせざるを得ない状況だと私は認識しているんですけど、私と理事者3人は同じ認識でいいかどうかをお答え願います。

(仮屋園一徳議長)
渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)
宮田議員のご指摘のとおりですね、私共としても、一日も早く当事業が完成をして、住民福祉の向上に繋がることを、期待してるところでございます。

(仮屋園一徳議長)
副理事長代理

(春原副理事長代理)
今、理事長が答弁なさいましたとおり、私共としましても、一日も早く整備することが大切だというふうに考えております。

(仮屋園一徳議長)

川添理事

(川添健理事)

一日も早く完成させたいという思いは、まったく宮田議員も私も同じでございます。特に、私共の議会で増額の説明があった際は、広域の2人出席でございますけれども、こういう議員の方々からも生活に欠かせない施設だから、協力をして欲しいという同意の旨の発言もあって議会も快く同意いただいたそういう動きも察していただきたいと思います。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

3人の理事者の思いを聞き留めました。そこです、私から提案なんです、今みたいなことがまた起こると、また延びるんですね。そういうことですね、参加資格審査で合格しても、後々ですよ、辞退されると平成28年の時と同じで、新焼却炉の供用時期に支障を来すことは御理解だと思います。そういう事にならないようにですね、入札参加資格審査で合格の結果が出た後の辞退はしないと、そのような内容の誓約書を取るべきだと考えるんですが、理事者全員どのようなお考えでしょうか。

(仮屋園一徳議長)

渋谷理事長。

(渋谷俊彦理事長)

今回のような事案がですね。再発することのないようにということで宮田議員から一つの御提案をいただいたところでございます。したがって、その内容等についてどうできるかですね含めて検討させてください。

(宮田幸一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

宮田議員。

(宮田幸一議員)

今、平成29年の10月3日でしたかね、公告されたのが。それについては、多分、今、私が聞いても現在進行形の案件でございますので、答えにくいことは十分承知しておりますので、そこは、今はやめて、次の12月議会において細かく具体的に質問してまいりたいと

思います。いろいろな角度からの答弁ありがとうございました。これで私の質問終わります。

(仮屋園一徳議長)

以上で質問者の質問が終わりました。

《日程第2 閉会中継続審査》

(仮屋園一徳議長)

日程第2閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務委員長から会議則第109条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。認定第1号平成28年度決算認定は総務委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、総務委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

《閉 会》

(仮屋園一徳議長)

以上で本日の日程は、全部終了しました。よって本日の会議を閉じ、これをもって平成29年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時28分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____